

# 九州歯科大学における研究データの保存等に関する方針

平成28年9月1日

## 1 目的

- (1) この方針は、九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程（以下「不正防止規程」という。）第15条第2項の規定に基づき、本学の研究者等が本学における研究活動に伴い作成・取得した研究データの保存期間及び管理方法等についての基準を定めるものである。
- (2) 公的な資金によって実施された研究で生み出された成果やそのもととなるデータ等は、公的資産としての性格も有することから、それらを適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは、本学で研究活動を行う研究者等に課せられた責務である。
- (3) 本学の研究者等が論文等の形で発表した成果に対し、後日研究不正の疑念を持たれるようなことが生じた場合には、研究者等自らがその疑念を晴らすことができるよう、研究に関わる資料等を適切に保存することは、共同研究者、資金配分機関、本学及び社会に対する責任である。

## 2 研究データの定義

- (1) この方針において「研究データ」とは、研究活動に伴い発生または使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者等が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。
  - ① 文書、数値データ、画像等の「資料」
  - ② 実験試料、標本等の「試料」
  - ③ 装置
- (2) この方針において「研究者等」とは、不正防止規程第2条に定める研究者等をいう。

## 3 研究データの保存

- (1) 研究者等は、実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残さなければならない。
- (2) 実験ノート等には、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つように十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。
- (3) 実験ノート等は、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。
- (4) 研究者等は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像等）を、後日の利用・検証が可能となるように適正な形で保存しなければならない。
- (5) 保存に際しては、後日の利用・検証が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意しなければならない。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。

## 4 研究データの保存期間

- (1) 研究データのうち、実験ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子データについては、作成者、作成日時及び属性等の整備と適切なバックアップ等の作成により再利用可能な形で保存すること。なお、その他紙

媒体の資料等についても、少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な説明がつく範囲で廃棄することも可能とする。

- (2) 研究データ等のうち、「試料（実験試料、標本）」や「装置等」、「もの」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。
- (3) 本方針は、最低限保存する期間を示すものであり、当該論文等が世界的に極めて顕著な研究成果である場合や長く保存することが可能である場合等については、本方針に定める保存期間にかかわらず、必要に応じ、保存期間を延長できるものとする。
- (4) 論文等研究成果の発表の根拠とはならなかったデータや、使用する予定のないデータ等については、研究者等が必要に応じ、保存期間を判断するものとする。
- (5) 共同研究等外部から研究資料を受領する場合において、研究資料の保存期間に関する契約若しくは定めがあるときは、契約等で定められた期間に従うものとする。
- (6) 本方針に定める保存期間の終了以前に、合理的な理由なく故意に廃棄した場合等は、不正行為とみなされる場合がある。

## 5 保存方法

研究データは、後日検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう適切に保存するものとし、具体的な保存方法については、研究データの形質及び形状等を踏まえ、各研究室において定めるものとする。

## 6 異動又は退職時の取扱い

研究責任者は、自らのグループの研究者等の転出や退職に際して、当該研究者等の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものに係る対象論文名、研究データの保存場所及び後日確認が必要となった場合の連絡方法等について、当該研究者等と確認した内容を記載したものを保管し、追跡可能としておくこと。また、必要に応じ、研究データ等のバックアップを保管するなどの措置を講ずること。

## 7 開示等

- (1) 研究者等は、調査委員会等から研究データの開示を求められた場合は、原則として開示に応じなければならない。
- (2) 研究者の異動先の機関が実施する調査への協力を求められたときは、各研究室において保管する研究データを開示するものとする。資金配分機関から調査を求められたときも同様とする。

## 8 実施

- (1) この方針は、平成28年9月1日から施行し、同日以降に発表する研究成果等に関する研究データについて適用する。
- (2) 研究者等は、施行日現在保有している研究データの保存に関し、4に定める保存期間を尊重して取り扱うものとする。